

案内板、看板等の設置箇所（中間まとめ）

1 基礎的な整備箇所

別紙に基礎的な整備箇所を図示した。

これらの箇所を基本に、地権者等の了解を得ながら計画的に設置していくものである。

2 新たに必要となった箇所等の整備

1の箇所のほかにも必要と認められる箇所があれば、霧ヶ峰自然環境保全協議会で検討し、整備する。

遊歩道の整備に伴い、新たに案内板、看板等が必要になった場合も霧ヶ峰自然環境保全協議会で検討し、整備していく。現在通行不能となっている遊歩道のうち、平成20年度霧ヶ峰自然環境保全協議会において復元の必要性が指摘されたのは、富士見台からイモリ沢を經由して踊場湿原に至るルートである。